

## 東京農工大学スマートコンタクトレンズコンソーシアム規約

制定：2025年9月16日

### (趣旨)

第1条 この規約（以下「本規約」という。）は、スマートコンタクトレンズの発展・普及を図るため、国立大学法人東京農工大学（以下「東京農工大学」という。）に設置する「東京農工大学スマートコンタクトレンズコンソーシアム（以下「本コンソーシアム」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本コンソーシアムは、次世代の携帯型情報機器としてスマートコンタクトレンズの実現が期待されている状況を背景に、スマートコンタクトレンズに係る業界標準の策定、スマートコンタクトレンズの研究開発の促進、スマートコンタクトレンズの普及に関する活動を行うことで、人々の生活を豊かにし、電気電子、医療・福祉、通信、情報など関連した産業分野の高度化を可能にすることを目的とする。

### (定義)

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) スマートコンタクトレンズ 通信機能、情報提示機能、情報取得機能などを有するコンタクトレンズ型の情報機器
- (2) 幹事機関 国立大学法人東京農工大学をいう。
- (3) 参画大学等 本コンソーシアムに参画する大学、国立研究開発法人等非営利的な活動を行う法人及び団体をいう。
- (4) 参画企業 本コンソーシアムに参画する営利的な活動を行う法人及び団体をいう。
- (5) 参画機関 前三号の各法人をいう。

### (設置期間)

第4条 本コンソーシアムの設置期間（以下「設置期間」という。）は、2025年10月1日から2027年3月31日までとする。

- 2 前項の期間が満了する日の3か月前までに、更新等について次条4項に定める委員長が次条1項に定める運営委員会に諮り、定める。

### (運営委員会)

第5条 本コンソーシアムに、「スマートコンタクトレンズコンソーシアム運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、本コンソーシアムの運営に関する基本方針を審議し決定する。
- 3 運営委員会は、参画機関から選出された者をもって組織する。

- 4 運営委員会に委員長を置き、幹事機関に所属する者をもって充てる。
- 5 委員長は、本コンソーシアムを代表し、会務を総括する。
- 6 前各項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(コンソーシアムへの参画)

- 第6条 第2条の目的に賛同する企業、大学その他の機関であつて、本コンソーシアムへの参画を希望する者は、幹事機関に参画申込書(別紙様式1)を提出するものとする。なお、参画が認められたときは、参画機関から辞退の申し出がない限りは、翌年度以降も自動更新されるものとする。
- 2 委員長が、運営委員会の議に基づいて本コンソーシアムへの参画を認めたときは、当該機関及びコンソーシアム参画機関全員との間で、コンソーシアムの運営に係る共同事業契約が締結されたものとみなす。

(協賛金)

- 第7条 参画機関は、協賛金(年額)20万円以上を納めるものとする。ただし、第3条第3号に規定する機関については、幹事機関と協議の上、その有無を決定する。

(反社会的勢力の排除)

- 第8条 いずれの参画機関も、現在かつ将来にわたり反社会的勢力(暴力団、暴力団員)に該当しないこと又は反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと、及び暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為を行わないことを、将来にわたって表明するものとする。
- 2 参画機関が前項の定めに違反した場合は、当該機関は本コンソーシアムから脱退するものとする。

(有効期間)

- 第9条 本規約の有効期間は、第4条に規定する期間とする。

(中止及び解散)

- 第10条 前条の有効期間にかかわらず、天災その他研究遂行上やむを得ない事情があるときは、委員長は運営委員会に諮り、本コンソーシアムの活動を中止し、又は本コンソーシアムを解散することができる。
- 2 委員長は、前項により本コンソーシアムを解散したときは、参画機関に通知するものとする。

(補則)

- 第11条 この規約に定めるもののほか、本コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、委員長が運営委員会に諮り定める。

(庶務)

第12条 本規約に関する庶務は、参画大学等及び参画企業の協力を得て、幹事機関において処理する。

附 則

- 1 この規約は、2025年9月16日から施行し、2025年10月1日から適用する。
- 2 この規約施行の際、現に参画大学等又は参画企業として参画している法人は、この規約に基づき参画したものとみなす。
- 3 第7条の規定に関わらず、2026年3月31日までに加入した参画機関については、2025年度の協賛金は徴収しない。